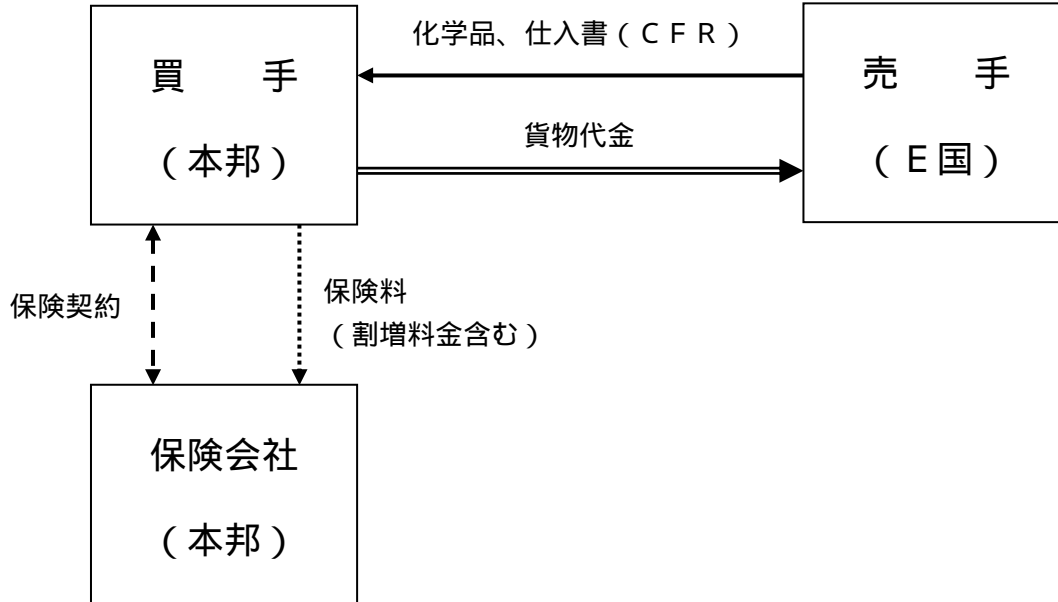


31. 買手が負担する老齡船に係る保険料の割増料金



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCFR条件で化学品を購入（輸入）しています。

当社は、輸入貨物の運送に関し海上保険を付保しており、保険会社に保険料を支払っています。

この度、売手が手配した老齡船により輸入貨物が運送されたため、当社が保険会社に対して支払う保険料に割増料金が発生しました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が負担する保険料の老齡船割増料金は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が保険会社に支払った保険料の老齡船割増料金は、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいいます。

貴社は、保険会社に対して、当初契約した輸入貨物の運送に関する保険料に老齡船割増料金を含めた保険料を支払っています。

よって、老齡船割増料金を含めた保険料の総額が、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料であると認められ、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要があります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(4)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)